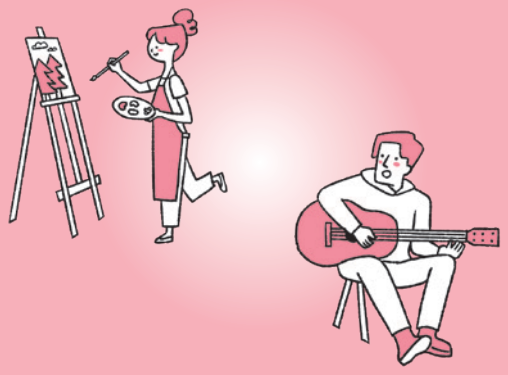
第27回 (公財)とよしん育英財団 表彰・助成対象者募集

（公財） とよしん育英財団では、 下記の事業について対象となる個人および団体(学校含む)を募集しています。
なお、表彰事業・助成事業については、応募内容より、弊財団にて選考・決定いたします。

	表彰事業 教育文化奨励賞 ・ 教育文化賞対象者として表彰 （副賞付） します。	助成事業 教育 ・ 文化活動者に助成金の支給を行います。
	表彰対象者の募集	**助成対象者の募集**
人 員 贈呈内容	若干名 表彰および副賞	若干名 助成金
対 象	**■教育文化奨励賞** 地域の教育や文化に対しての活動が活発で、 その功績が顕著で特色あることや、将来嘱望される個人又は団体(学校含む) **■教育文化賞** 多年にわたり地域の教育や文化の振興に貢献し、その功績が極めて顕著な個人又は団体(学校含む) 	教育および文化の分野において、 地域を基盤として地道に研究又は創造活動をしている個人又は団体(学校含む) 
条 件		国や県から助成を受けていないこと。 営利を目的としないこと。
応募方法	市町村役場および関係団体 ・ 教育委員会 ・ 学校長等による推薦が必要です。 ※裏面の募集要項を確認のうえ申請書にてご応募ください。 申請書等各種用紙は豊田信用金庫ホームページから取得可能です。(https://www.toyoshin.co.jp)	
応募期間	2026年11月2日～2026年12月30日 （財団必着）	
その他	表彰対象者、助成対象者および助成金給付額の決定は選考委員会で審査を行い、理事長が決定します。結果は書面にて申請者へ通知し、 後日、表彰 ・ 助成金贈呈式を行う予定です。 また、各賞の受賞ならびに助成金の支給は個人・団体の同一活動に対して一度限りとします。	

(公財)とよしん育英財団の沿革

豊田信用金庫創立30周年記念事業として1980年に、愛知県下の中学生、高校生に対する修学援護を目的として(財)とよしん奨学育英会を設立し、これまで1,176名の奨学生を採用しております。1999年に教育・文化の発展に寄与するため事業を拡大し、名称を(財)とよしん育英財団に変更しました。2012年4月 公益財団法人に移行し、現在に至っております。

照会先 公益財団法人 とよしん育英財団事務局 （豊田信用金庫総務部内）
愛知県豊田市元城町1丁目48番地
☎代表0565－31－1616

表彰（教育文化奨励賞・教育文化賞）対象者 募集要項

趣　旨

この表彰は、愛知県内（豊田信用金庫の営業エリア内）における教育および文化活動の振興に功績があると認められるものに贈ります。
その対象者、申請方法等は次の要領によります。

対象者

表彰を受けることができるものは、教育および文化の分野において、地域を基盤としている個人又は団体(学校含む)で、次の各号に掲げるものとします。

(1) 教育文化奨励賞
地域の教育や文化に対しての活動が活発で､その功績が顕著で特色あることや、将来嘱望される個人又は団体(学校含む)。

(2) 教育文化賞
多年にわたり地域の教育や文化の振興に貢献し、その功績が極めて顕著な個人又は団体(学校含む)。

(注)「文化活動」とは､音楽、演劇、舞踏、伝統芸能、美術、工芸、文芸、郷土史研究などの分野をいう。

応募方法

原則として、市町村役場および関係団体、教育委員会、学校長等からの推薦によります。

表彰および副賞

表彰対象者は教育文化奨励賞若干名、教育文化賞若干名とし、それぞれに副賞を贈呈します。

表彰者の決定および通知

表彰者は、選考委員会で審査を行い理事長が決定いたします。
結果は書面にて申請者に通知します。

教育・文化活動に対する助成対象者 募集要項

趣　旨

この助成は、愛知県内（豊田信用金庫の営業エリア内）における教育および文化活動の維持発展に功績があると認められるものに助成金の給付を行います。
その対象者、申請方法等は次の要領によります。

対象者

助成を受けることができるものは、教育および文化の分野において、地域を基盤としている個人又は団体(学校含む)で、次の各号に掲げるものとします。

１．原則として、行政機関(国又は県)から助成を受けていないこと。
２．教育および文化活動の維持発展に努力し、地道に断続的に創造･研究活動ならびに青少年の健全な育成のための活動を行っている個人又は団体(学校含む)で、営利を目的としないこと。

(注)「文化活動」とは､音楽、演劇、舞踏、伝統芸能、美術、工芸、文芸、郷土史研究などの分野をいう。

応募方法

原則として、市町村役場および関係団体、教育委員会、学校長等からの推薦によります。

助成者の決定および通知

助成者は、選考委員会で審査を行い理事長が決定いたします。
結果は書面にて申請者に通知します。
助成金は決定通知後、原則3ヶ月以内に給付します。

助成金の活動報告

助成金支給後、助成金を使用した活動結果について、報告書(弊財団所定の用紙)の提出をお願いします。